

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、競争力のある経営基盤を維持・向上させることにより、継続的に企業価値の最大化を図り、その成果をすべてのステークホルダーに還元することを経営の重要課題と認識しております。

そのために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築してまいります。

また、公平性及び透明性の確保のため、当社に関する情報をすべてのステークホルダーに迅速かつ適時・適切に開示することにより、当社に対する理解を深め適正な評価をしていただく、アカウントビリティの高い企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使につきましては、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討してまいります。

また、招集通知の英訳につきましても、外国人株式保有比率等の推移を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

第46期につきましては、取締役会は17回(定例12回と臨時5回)開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決定され、報告されております。

社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。

監査役は、取締役会において法令・定款への適合及びリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。

以上により、当社の取締役会全体の実効性について、問題はないものと考えております。

今後、更に取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的として、すべての取締役・監査役に対し、定期的にアンケートによる調査を実施してまいります。アンケートの回答に基づいて取締役会全体の実効性の分析及び評価を実施し、併せてその結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。また、保有する予定もございません。

【原則1-7】

当社は、主要株主や役員に対して、就任時及び年に1度調査を行い、関連当事者との取引の有無や内容の把握に努めております。また、重要な取引につきましては取締役会を通じて取締役及び監査役が監視する体制としております。

【原則2-6】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の資産形成及び当社の財政状態に大きな影響を与えるとの認識から、運用機関のモニタリング活動に必要な経験と資質を備えた人材を管理本部内に配置し、また計画的に育成しております。運用機関のモニタリング活動として、担当者は企業年金の受益者代表と共に、四半期ごとに年金資産の運用成績と今後の見通しについての報告を受け、また、年度ごとに委託先のスチュワードシップ活動の状況について報告を受けております。

【原則3-1】

当社は、経営理念等、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、取締役の報酬を決定するにあたっての方針、取締役・監査役候補の指名にあたっての方針及び手続、指名に際しての個々の説明について開示を行っております。

(i)当社の目指すところ(経営理念等)は、以下のURLに開示しております。

<https://www.alpha.co.jp/corp/principle/>

また、中期及び事業年度毎の経営戦略、経営計画につきましては、決算発表やアナリスト・機関投資家向けの説明会等を通じて開示・公表し、併せて以下のURLに開示しております。

<https://www.alpha.co.jp/ir/data/>

(ii)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

(iii)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv)取締役会は、取締役候補の選任にあたっては代表取締役の推薦を受けるとともに、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討した上で決定しております。また、監査役候補の選任にあたっては、代表取締役の推薦を受けるとともに、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

取締役会は取締役の解任にあたっては、当社規程の制裁及び解雇の規定を準用し、解任の原因となる事由を検討した上で決定いたします。

(v)取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明は、株主総会招集ご通知参考書類において、すべての候補者の略歴及び個々の選任理由を記載しております。

取締役の解任についての説明は、必要に応じて適宜開示いたします。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会が判断・決定すべきことは、取締役会規程に明確に定めており、経営陣が担う委任業務の範囲を取締役会において決議しております。また、これらの概要については有価証券報告書を通じて開示しております。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役の独立性の判断基準として金融商品取引所の基準を参考に検討を進めており、加えて取締役会において利益相反がないことやそれぞれの専門分野における豊富な知識や経験から、取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただく等の期待に沿う資質等を踏まえて選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役14名のうち2名、監査役4名のうち3名を社外から選任することで、監視・監督機能を強化し透明性の高い経営を行っております。社外取締役は、企業経営の経験者、弁護士等の有識者としての専門性を踏まえて選任しております。社外取締役以外の取締役は、多様性、専門性の高い経験を有し、リーダーシップの発揮により、経営理念等を体現できることや当社の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任しております。

また、取締役会の規模につきましては、定款で20名以内としておりますが、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、現時点においては14名が適切であると考えております。

【補充原則4-11-2】

当社の役員は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めるよう努めております。また、当社は毎年事業報告にて各役員の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングとして、当社の主要拠点の見学、当社の事業内容について担当役員から説明の機会を設けることや外部研修機関による研修等を実施し、当社に関する知識の習得や取締役又は監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行うことを方針としております。

【原則5-1】

当社は、株主・投資家の皆様を重要なステークホルダーの一つと考え、企業価値向上のための建設的な対話を重視しており、双方の立場や考え方についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応を行うことが重要であると考えております。

当社では、このための専門組織として経営企画本部広報室を設置し、会社情報の開示や株主・投資家向けの広報活動、株主・投資家からの対話の窓口業務を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石川 義昭	4,802,580	34.20
アルファシステムズ従業員持株会	1,273,765	9.07
株式会社オルビック	895,828	6.38
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	783,900	5.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	759,100	5.40
株式会社シー・アール・シー	530,000	3.77
石川 有子	396,000	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	395,600	2.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	259,157	1.84
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	197,880	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柳谷 孝	他の会社の出身者													
蜂須 優二	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳谷 孝	○	独立役員に指定しております。	<p>会社経営者としての経験を有し、その豊富な経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくためであります。</p> <p>また、大株主、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの充実並びに体制の開示の充実及び一般株主保護の観点から、独立役員の要件はすべて満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れは一切ない</p>

			と判断し、当社の独立役員に指定していません。
蜂須 優二	○	独立役員に指定しております。	<p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての資格を有し、長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験に基づいて、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくためであります。</p> <p>また、大株主、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの充実並びに体制の開示の充実及び一般株主保護の観点から、独立役員の要件はすべて満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れは一切ないと判断し、当社の独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
 監査役と会計監査人は、適宜開催される会議において、監査計画の説明、監査の状況、問題点、是正処置についての意見交換、質疑応答を行い、監査に関するすべての情報を共有しております。
 内部監査部門として経営監査本部内に内部監査部を設置しております。
 監査役と内部監査部は、毎月1回開催される内部監査部監査役連絡会において、監査計画の説明、監査の状況、問題点、是正処置についての意見交換、質疑応答を行い、監査に関するすべての情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 邦彦	他の会社の出身者													
花木 正義	税理士													
布施木 孝叔	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 邦彦	○	独立役員に指定しております。	<p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関で培われた豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくためであります。</p> <p>また、大株主、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの充実並びに体制の開示の充実及び一般株主保護の観点から、独立役員の要件はすべて満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れは一切ないと判断し、当社の独立役員に指定しております。</p>
花木 正義	○	独立役員に指定しております。	<p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての資格を有し、その専門的な見地から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくためであります。</p> <p>また、大株主、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの充実並びに体制の開示の充実及び一般株主保護の観点から、独立役員の要件はすべて満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れは一切ないと判断し、当社の独立役員に指定しております。</p>
布施木 孝叔	○	独立役員に指定しております。	<p>直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての資格を有し、その専門的な見地から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監査していただくためであります。</p> <p>また、大株主、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの充実並びに体制の開示の充実及び一般株主保護の観点から、独立役員の要件はすべて満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れは一切ないと判断し、当社の独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を満たす社外役員のすべてを独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、株主と経営陣の利害の共有化を図るため、将来的には業績に連動した取締役報酬制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の内容は、役員報酬が15名に対し、総額512百万円であります。
また、報酬等の総額が1億円以上である取締役については第46期有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、基本報酬と賞与により構成しており、その報酬限度額を平成18年6月29日開催の第34期定時株主総会の決議により、年額80百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と定めております。

各取締役の報酬額は、基本報酬については役位ごとの責任及び実績に応じて、賞与については会社業績等に応じて、取締役会の授権を受けた代表取締役が支給金額を決定しております。

なお、平成16年6月29日開催の第32期定時株主総会において、役員退職慰労金の廃止に伴う打ち切り支給について決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配付を行うとともに、必要に応じて事前説明を行っております。
また、適宜、業務遂行状況に関する情報提供を行うことで、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、公正かつ客観的な立場から経営活動全般を対象とした監査活動を行っております。また、監査役全員が取締役会に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監視を行い、必要な指摘や提言を行っております。

当社では、経営上の重要な意思決定機関及び経営監視機関として取締役会を位置付けております。取締役会は、取締役14名で構成し、社外監査役3名を含めた監査役4名出席のもと、原則として毎月1回開催し、企業経営における重要な事項について審議を行った上で適切な意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

社外取締役は、取締役会を通じて、必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査と相互に連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化を目指した協力関係を構築しております。

そのほか、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与する機関として経営会議及び管理職会を常設しております。

経営会議は、社外取締役を除く取締役、執行役員及び常勤監査役の出席のもと、会社運営について意見交換を行い、経営に関する情報を共有する場として、原則として毎月1回開催しております。

管理職会は、社外取締役を除く取締役、執行役員及び各部門長の出席のもと、社内外の経営に関する最新情報やビジネス環境の共有と意思疎通を図る場として、毎月1回、取締役会の翌日に開催しております。

また、当社は業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、各種法令及び社内規程の遵守、資産の保全の確保を目的として、内部監査、監査役監査及び会計監査を実施しております。

内部監査につきましては、監査部門として経営監査本部内に内部監査部を設置しております。経営監査本部内部監査部4名は、監査役及び公認会計士と連携し業務執行の適法性及び妥当性について、全部門を対象として内部監査を実施しております。

監査役監査につきましては、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点から取締役の職務の執行を監査しております。なお、監査に当たっては、当社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に応える良質な企業統治体制を確立するため、独立した客観的な立場から効率的で的確な監査の実施を図っております。また、取締役会その他重要な会議に出席し当社の重要な意思決定を監督するほか、適正な監査視点を研鑽し、監査役間、会計監査人、内部監査部と密接な連携を保ち、積極的に情報並びに意見の交換を行っております。特に内部統制システムの整備状況の監査は、全部門を対象に実地調査にて実施しております。

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。公認会計士は、第三者の立場から会計監査を実施し、当社は監査の報告、改善等の提言を受けております。第46期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

森田高弘、吉川高史

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、公認会計士試験合格者等2名、その他9名

また、当社は法律事務所と顧問契約を締結し、経営及び日常の業務に関して必要に応じて法律全般について助言と指導を受けております。

なお、当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。

現在の社外取締役2名につきましては、当社との取引等の利害関係はなく、それぞれの専門分野における豊富な知識や経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待するものであります。

現在の社外監査役3名につきましては、当社との取引等の利害関係はありません。経営の意思決定と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、社外監査役3名を含む監査役4名で経営への監視を行っております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による業務執行への監督及び社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月に開催した株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日より3営業日早く発送いたしました。
その他	招集通知を発送前に、東京証券取引所への開示及び当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主又は投資者・経営者・従業員・取引先・債権者・地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して、会社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切に開示をすることによって、当社に対する理解を深め、適正な評価をしていただくことを方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベントに参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、本決算・第2四半期決算の発表時期に合わせて、決算説明会を年2回開催しております。説明会はアナリスト、機関投資家等を対象とし、決算概要、中期経営戦略等について、代表取締役社長等が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(https://www.alpha.co.jp/)におきまして、投資家向け情報として、決算情報、プレスリリース、有価証券報告書、四半期報告書、株式情報、IRイベント(決算説明会資料、決算説明会の模様を記録した動画配信等)、IRポリシー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する部署につきましては、IR担当役員である経営企画本部本部長の下、経営企画本部広報室が主管部署となり、日々IR活動の充実に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社としての価値観を示し従業員が実践すべき企業理念及び企業行動憲章を定め全社にその遵守を徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会的な影響の大きい通信システムを扱う企業として、品質マネジメントシステム(ISO 9001:2015)、環境マネジメントシステム(ISO 14001:2015)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001:2013)の認証を取得し、企業の社会的責任の遂行に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主又は投資者・経営者・従業員・取引先・債権者・地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して、会社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切に開示をすることによって、当社に対する理解を深め、適正な評価をしていただくことを方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「和、信頼、技術」を社是とし、「常に発展する技術者集団」、「発展の成果を社会に常に還元する企業」であることを企業理念として掲げ、すべてのステークホルダーから信頼を受ける会社をめざし、企業活動を通じて社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

これを実現するために、当社は内部統制システムを整備し、当社の業務の適正を確保することを経営の重要な責務と位置付けております。そして、会社法に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則の定める同システムの体制整備に必要とされる各事項に関する大綱を定めております。

内部統制システムの構築は可及的速やかに実行すべきとし、かつ、不断の見直しによってその改善を図っております。以て、職務の執行において法令遵守の体制を整備した効率的な企業体制を作り、当社の企業価値向上につなげてまいります。そして、当社の全役職員は、日々の業務活動を通じ、内部統制システムの維持、改善に努めてまいります。

当社の内部統制システムにつきましては、次の基本方針に基づき構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

・代表取締役は、コンプライアンス統括委員会を設置し、企業行動憲章・倫理規範を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを全役職員に研修等により周知徹底する。

・コンプライアンス統括委員会は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

・コンプライアンス統括委員会により設置された、内部統制推進委員会は、内部統制システムの整備、維持、改善を行う。内部統制推進委員会は、経営企画本部企画部を事務局とする。

・経営監査本部内部監査部は、コンプライアンス統括委員会と連携の上、法令遵守及び社会倫理の遵守の状況を監査する。

・これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

・法令上疑義のある行為等について、従業員及び当社と取引関係にある会社の役職員が匿名で直接情報提供を行うことができる内部通報制度を運用する。内部通報に関する窓口は内部通報担当及び顧問弁護士事務所に設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティマネジメントシステムに定める各管理マニュアルに従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・代表取締役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別・分析・評価し、十分に認識した上で、リスク管理に関する規程を整備し、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、緊急事態発生時の通報経路及び責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。

・事業に関するリスクについては、各事業部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営企画本部事業推進部が全社的な受注、売上、稼働、採算状況等の管理を行う。更に、経営監査本部リスク監視室が各事業部門のリスク管理状況の監視並びに監視対象受託業務の選定及び監視を行う。

・品質に関するリスクについては、品質マネジメントシステムに従い、各事業部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営監査本部品質管理部が全社的な管理を行う。

・情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティマネジメントシステムに従い、各部門が所管業務に係る教育、管理を行うとともに、経営監査本部情報セキュリティ推進室が全社的な管理を行う。

・環境に関するリスクについては、環境マネジメントシステムに従い、各部門が所管業務に係る管理を行うとともに、経営監査本部品質管理部が全社的な管理を行う。

・大規模災害等の発生に関するリスクについては、事業継続計画(BCP)に従い、各部門が所管業務に係る管理を行うとともに、管理本部総務部が全社的な管理を行う。

・リスク管理の実効性を確保するため、経営監査本部内部監査部は、各部門のリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

a 職務権限、意思決定ルールの方策

b 会社運営について意見交換を行う場となる経営会議の設置

c 取締役会による中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業本部毎の業績目標並びに本部毎の予算の方策と、ITを活用した月次、四半期業績管理の実施

d 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(当社は親・子会社等が存在しないため、該当事項はありません。)

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が求めた場合は、監査役の下に業務を補助する部署を定め、使用人を配置する。

・当該使用人の人事異動については、監査役との適正な意思疎通に基づくものとする。

・当該使用人については、取締役からの独立性について十分配慮されるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。主な報告事項は次のとおりとする。

a 当社の内部統制システム構築にかかわる部門の活動状況

b 当社の内部監査部門の活動状況

c 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

d 毎月の経営状況として重要な事項

e 重大な法令、定款違反行為

f 内部通報制度の運用状況及び通報の内容

※使用人はc及びeに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

・監査役に報告をした取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を実施する。
- ・監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から報告を求める。
- ・監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の要求には、毅然とした態度で臨むことを全役職員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添(1)をご参照ください。

2. 適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に準拠して公正かつ適時・適切な情報開示を行うため、内部情報の管理及びインサイダー取引規制に関する規程を制定しております。当該規程に基づく適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。模式図は、別添(2)をご参照ください。

(1)適時情報開示の方針

株主又は投資者・経営者・従業員・取引先・債権者・地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して、会社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切に開示することによって、当社に対する理解を深め、適正な評価をしていただくことを方針としております。

(2)情報開示の方法

金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所の定める諸規則に従い、財務的、社会的、環境的側面の情報その他重要な情報について、東京証券取引所の提供するTDnet(適時開示情報伝達システム)にすみやかに登録しております。

また、登録した情報は、情報開示の適時性及び公平性を保つため、当社ホームページ上でも公開しております。

ただし、決算情報の情報漏えい防止の観点から、決算発表直前に「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントや質問の回答を控えることがあります。

【別添(2)】

代 表 者：代表取締役
情報取扱責任者：専務取締役経営企画本部担当
連 絡 者：経営企画本部広報室長

